

事務局説明資料② (ご議論いただきたい事項)

2026年9月16日

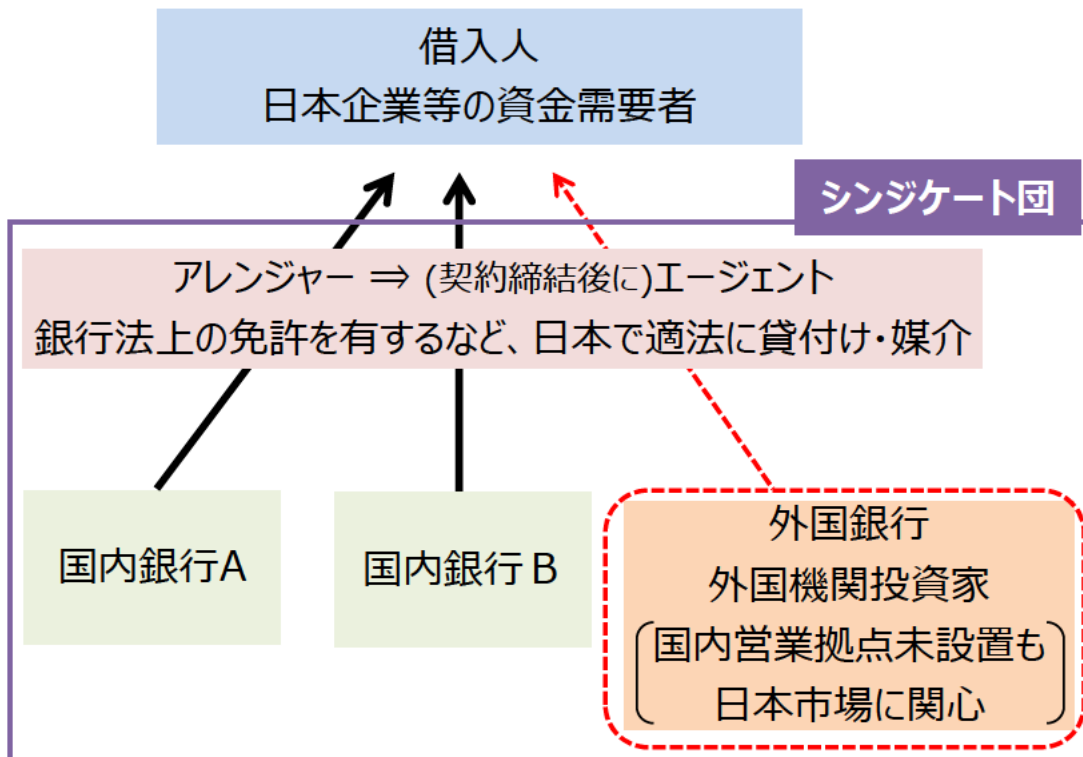


金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

シンジケートローンの実務について

- シンジケートローンの実務としては、アレンジャーとなる金融機関が、金利等の契約条件を借入人との間で決定、シンジケート団参加者を募集し、参加する貸付人が融資を実行した後は、各貸付人のエージェントとして、元利金の受払い等を行う。**シンジケート団に参加する貸付人は、融資実行にのみ参加。**
- シンジケートローン契約の標準化が図られるなど、**シンジケート団に参加する貸付人の役割は契約上も明確。**
- また、金融機関は、債権を長期保有する傾向から、機関投資家等へシンジケートローンに係る債権を売却し、組成・流通させる傾向にシフト。戦略的な債権の売却は、資本効率を向上させ、新たな資金需要に対する適切な対応が可能となる。



アレンジャーの役割

- ・ アレンジャーとなる金融機関は、借入額、金利、返済期間等の契約条件を借入人と検討
- ・ シンジケート団に参加する貸付人となる金融機関等の募集、契約締結手続等を実施
- ・ 融資実行はシンジケート団に参加する貸付人がそれぞれ実施
- ・ アレンジャーは、融資実行後はエージェントとして各貸付人の代理人となり、契約期間中の元利金の受払い等を実施
- ・ 借入人が専用の決済口座に弁済を行ったら、エージェントが引き落とし、シンジケート団の金融機関等にそれぞれ振込み

貸金業者に適用される主な規制

○ 参入規制

貸金業を営もうとする者は、内閣総理大臣（2以上の都道府県の区域内に営業所等を設置）又は都道府県知事（一の都道府県の区域内にのみ営業所等を設置）の登録を受けなければならない。〔貸金業法第3条第1項〕

- (1) 営業所等を有することが前提〔貸金業法第3条第1項〕
- (2) 人的要件〔貸金業法第6条第1項第15号、同施行規則第5条の7〕
 - 常務に従事する役員のうちに貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する者を配置
 - 営業所等ごとに貸付けの業務に1年以上従事した者を常勤の役員又は使用人として1人以上配置
 - 貸金業務取扱主任者の設置義務〔貸金業法第6条第1項第13号、第12条の3、同施行規則第10条の7、第10条の8〕
 - 貸金業務取扱主任者が、常勤であること、かつ、他の営業所等と重複して置かれていないことが要件
 - 営業所等ごとに貸金業の業務に従事する従業員50人に1人以上の割合で設置
- (3) 財産的要件〔貸金業法第6条第1項第14号、同施行令第3条の2〕
 - 最低純資産額（5,000万円以上）
- (4) 登録は3年ごとに更新が必要〔貸金業法第3条第2項〕

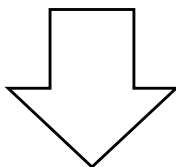
○ 与信限度規制

- (1) 総量規制等〔貸金業法第13条、第13条の2、第41条の35等〕
 - 顧客等への貸付けの際の返済能力調査、記録の作成・保存義務
 - 個人顧客の返済能力調査における指定信用情報機関（JICC、CIC）保有の信用情報の使用・提供義務、源泉徴収票等の徴収義務
 - 個人顧客の総借入残高が年収等の3分の1を超える貸付けの禁止 など
- (2) 上限金利規制〔貸金業法第12条の8、利息制限法第1条、出資法第5条第2項〕
 - 利息制限法の上限金利（借入金額に応じて15%～20%）を超える利息の契約等の禁止（行政処分対象）
 - 出資法の上限金利（20%）を超える金利の契約禁止（刑事罰対象）

○ その他の規制

- (1) 書面の交付に関する義務〔貸金業法第16条の2、第17条、第18条等〕
 - 契約締結前書面・契約締結時書面の交付 ※契約の相手方等の承諾を得て電磁的方法により提供することも可
 - 受取証書の交付 ※債権の弁済者の承諾を得て電磁的方法により提供することも可
- (2) 偽りその他不正又は著しく不当な行為の禁止、取立て行為規制〔貸金業法第12条の6、第21条第1項〕
- (3) 債権譲受人に対する行為規制等の適用、債権譲渡時の適正性の確保〔貸金業法第24条〕

- 国内に営業拠点を持たない外国の金融機関等が行うクロスボーダー融資については、成長企業への融資のため、国内金融機関だけでは難しい与信リスクの分担、資金の調達に応じる機能が期待される。
- 現行法令では、
 - ①銀行法に基づく免許を取得した外国銀行支店による融資
 - ②貸金業法に基づく貸金業登録を取得した貸金業者としての融資が認められており、クロスボーダー融資を制度上認める場合、これらについての制度を見直すことが考えられるが、ここで議論するクロスボーダー融資は、日本における預金の受入れを伴うものではないことから、貸金業法上の取扱いを検討することが適当と考えられる。



ご議論頂きたい事項②

- こうした融資について、①貸出先が大企業等であって、かつ、②国内法令上の貸付け・媒介の権限を有する者がアレンジャー・エージェントを務め、融資者は融資の実行のみを行うという役割が契約上明確なシンジケートローンに参加する形態であれば、貸出先が十分な交渉能力を有しており、通常の貸金業と比較して営業範囲も限られていることから、国による監督の下、融資実行者の参入要件等を緩和することについて、どのように考えるか。

※ アレンジャーに対する規制を強化しつつ、外国からのシンジケートローン参加者には貸金業法を適用しないという方法も考え得るが、①アレンジャーに商慣行で求められる役割以上の規制を課すことになること、②シンジケートローン参加者に監督当局の規制が何ら及ばなくなることから、上記のような制度設計がより妥当ではないか。

- 具体的には、シンジケートローン参加者に対して、登録時の貸金業務取扱主任者設置等の人的要件や財産的要件、登録の更新制度や債権譲受人に対する規制等の適用については、ビジネスの実態を踏まえ、柔構造化を図ることについてどのように考えるか。
- 国内に営業拠点を持たない外国の金融機関等について、例えば以下のように、その要件や、監督当局との対話の窓口の設置等を求めることを、どのように考えるか。
 - ・金融機関等が外国の法令に準拠して設立されたものであること
 - ・会社法上の外国会社同様、日本における代表者（弁護士法人等）を設置すること